

## 税金の計算のし方(消費税以外の概算税額)

① 法人税	利益が800万円まで 利益が800万円を超える金額	15% 30%
② 事業税 地方特別税	利益が400万円まで 利益が400万円を超え800万円まで 利益が800万円を超える金額	約5% 約7% 約10%
③ 住民税 (県民税+市民税)	①の法人税額×17.3%  この他に、資本金等の額に応じた、均等割が課税され (最低で、7万円)	

(例) 資本金が1,000万円、利益が1,000万円の場合

① 法人税	利益800万円×15% = 120万円 利益200万円×30% = 60万円 <u>計</u> <u>108万円</u>
② 事業税 地方特別税	利益400万円×5% = 20万円 利益400万円×7% = 28万円 利益200万円×10% = 20万円 <u>計</u> <u>68万円</u>
③ 住民税 (県民税+市民税)	①の法人税額108万円×17.3% = 約31万円 <u>均等割額</u> <u>7万円</u> <u>計</u> <u>38万円</u>
④ 合計	①180万円+②68万円+③38万円 = 約286万円